

政策提言書

総務環境委員会

政策提言（概要）

ごみの減量化の重要性は増しているが、ごみの減量化をすすめるためには市民の理解と協力が不可欠であることから、市民と行政が一体となって取り組むことを目的としたごみの減量化に関する条例の制定を提言する。

項目	内容
背景	<p>国の第五次環境基本計画に基づき、高山市環境基本計画は、</p> <ol style="list-style-type: none">①市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、将来にわたって継承すること②すべての者が環境への負荷を低減する行動を行うこと③地球環境の保全是すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進することを基本理念として見直された。 <p>基本計画では多くの課題が列記され、取り組むべき対応策も多岐にわたっているが、市民生活に直結し、市民の理解と協力が必要とされるごみの減量化の重要性を再認識したところである。</p> <p>脱炭素社会やSDGs達成が求められるなか、政府は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標を示している。</p> <p>また、新ごみ処理施設建設に向けた取り組みがすすめられているなかで、埋め立て処分地の延命化や新ごみ処理施設での処理方法においてもごみの収集方法、ごみの減量化は喫緊の課題となっている。</p>
目的	<p>○ごみの減量化の必要性</p> <ol style="list-style-type: none">①エネルギーの消費抑制と二酸化炭素排出抑制による地球温暖化の防止②処分場の延命化③ごみ処理コストの縮減 <p>○市民の理解と協力の必要性</p> <p>市民ひとりがごみの排出を1日10g抑えることで、市全体では1日0.87tの減量となることから、ごみの減量化には市民の理解と協力が最も重要である。県内の自治体においてもごみの減量化に関する市民への啓発には積極的に取り組まれている。</p> <p>○ごみの減量化に関する条例について</p> <p>廃棄物処理及び減量化に関する条例については以下の3つの類型がある。</p> <ol style="list-style-type: none">①廃棄物の処理及び清掃に関する条例 <p>高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例には、住民の責務として、「住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。」と規定されている。②減量化を規定している条例<p>名古屋市等の自治体では、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の中で、減量化に関して、市の責務、市民の責務等について規定している。③ごみの減量に特化した条例</p></p>

	<p>一宮市では「一宮市ごみの減量等の推進に関する条例」を制定し、ごみの減量化に取り組んでいる。</p> <p>ごみの減量化を条例で規定するためには、現行の条例の改正、または、新たにごみの減量化に特化した条例を制定する方法が考えられる。</p>
<p>基本的 方向</p>	<p>ごみの減量化をすすめるためには、市民と行政が一体となった取り組みが必要である。共通認識と目的、また、それぞれの責務を明確にしたごみの減量化に関する条例の制定は有効であると考ええる。</p> <p>しかしながら、行政の一方的な制定では、市民の理解と協力が得られるものではないことから、ごみの減量化の必要性を市民と共有するとともに、条例制定をすすめるのであれば、取り組み段階からの市民との協働が必要である。</p> <p>高山市は、「高山市快適環境づくり市民会議」において、ごみの減量化に本格的に取り組むための専門部会を設置することとしている。</p> <p>高山市快適環境づくり市民会議は、平成10年より高山市環境基本計画を推進するための組織として活動している市民会議であり、活発な議論が期待できる。</p> <p>設置予定の専門部会においても、ごみの減量化に関する条例の制定に関する検討を求めたい。</p>
<p>財政の見 通し等</p>	
<p>その他</p>	